

川越市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

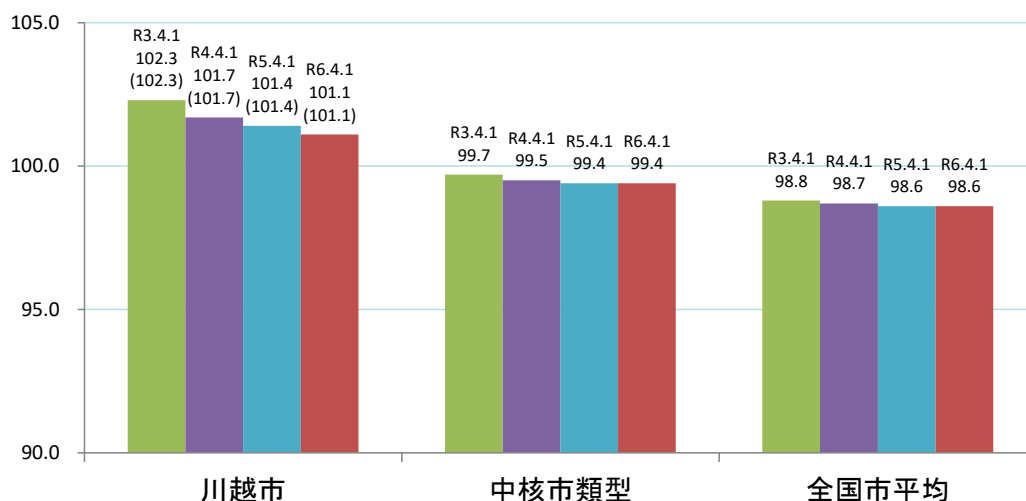
区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和4年度の 人件費率
令和5年度	人 352,717	千円 126,997,796	千円 5,177,089	千円 20,427,343	% 16.1	% 16.9

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 2,202	千円 8,235,832	千円 2,098,245	千円 3,379,672	千円 13,713,749	千円 6,228	千円 6,359

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
- 2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。
- 3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

$$(\text{補正前のラスパイレス指数} \times (1 + \text{当該団体の地域手当支給割合}) / (1 + \text{国の指定基準に基づく地域手当支給割合}))$$
により算出。）

- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。
- ※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

高齢層職員の昇給抑制措置等が国と異なるため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成28年4月1日実施。

（内容）行政職給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2.3%引下げ。

また、激変緩和のため、5年間（令和3年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

他の給料表については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準6%に対し、川越市においても6%を支給。

	見直し後の支給割合（H28.4.1）	令和3年度の支給割合	令和4年度の支給割合	令和5年度の支給割合	令和6年度の支給割合
国基準による支給割合	6%	6%	6%	6%	6%
川越市の支給割合	6%	6%	6%	6%	6%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成28年4月1日実施）

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

①一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
川越市	41.8	323,200	410,900	372,657
埼玉県	41.8	319,425	411,863	367,476
国	42.1	323,823	405,378	－
類似団体	42.3	322,065	406,828	366,830

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間		参 考	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	A／B
川越市	50.6	285	327,000	375,100	362,907	－	－	－	－
うち調理員	45.2	57	296,200	329,600	325,190	飲食物調理 従事者	45.6	277,400	1.19
うち清掃職員	52.3	88	330,000	380,500	365,024	廃棄物処理業	47.7	314,900	1.21
うち用務員	52.5	45	345,100	386,500	379,170	他に分類されない 運搬・清掃・包装 等従事者	49.1	244,800	1.58
うち守衛	57.8	3	303,400	401,100	331,533	警備員	56.5	257,300	1.56
うち自動車運転手	53.8	10	358,100	431,500	388,864	乗用自動車運転手 (タクシー運転者を 除く)	59.5	242,200	1.78
埼玉県	54.9	139	322,835	378,075	358,877	－	－	－	－
国	51.2	1,829	288,144	330,553	－	－	－	－	－
類似団体	50.9	183	319,664	376,837	350,144	－	－	－	－

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C／D
川越市	6,140,921	－	－
うち調理員	5,354,525	3,679,800	1.46
うち清掃職員	6,277,494	4,376,300	1.43
うち用務員	6,334,589	3,297,300	1.92
うち守衛	6,457,330	3,275,800	1.97
うち自動車運転手	7,012,622	3,248,900	2.16

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(令和3～令和5年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
川越市	51.8 歳	368,900 円	434,100 円
埼玉県	42.5 歳	362,230 円	429,169 円
類似団体	46.4 歳	381,406 円	446,739 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		川越市	埼玉県	国
一般行政職	大学卒	202,400円	205,579円	196,200円
	高校卒	170,900円	173,584円	166,600円
技能労務職	—	176,100円	176,428円	—
高等学校教育職	大学卒	229,652円	229,652円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	261,710円	359,518円	386,752円	404,204円
	高校卒	242,217円	324,622円	362,720円	386,510円
技能労務職	—	234,280円	329,160円	359,953円	375,600円
高等学校教育職	大学卒	351,549円	—	435,331円	—

(注) 1 各階層の職員数が3人以下となる場合は、近似の階層の職員を含み計算しています。

2 —は、該当職員がいないものです。

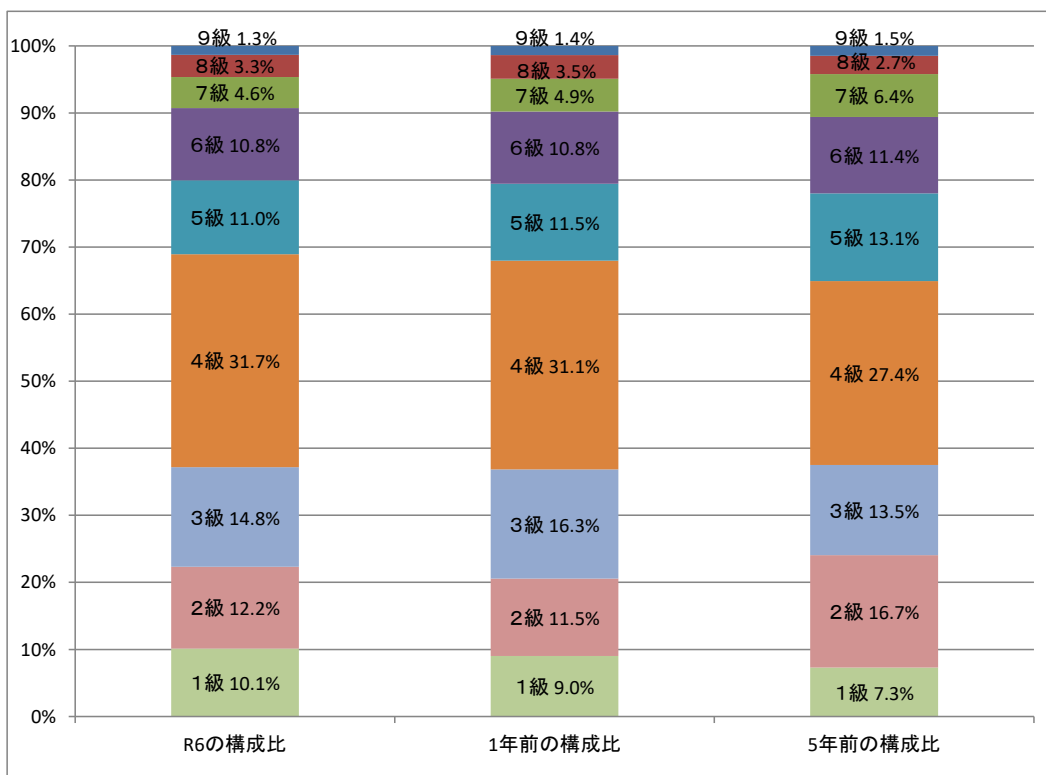
3 *は、個人の特定を防止するため、非表示としています。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

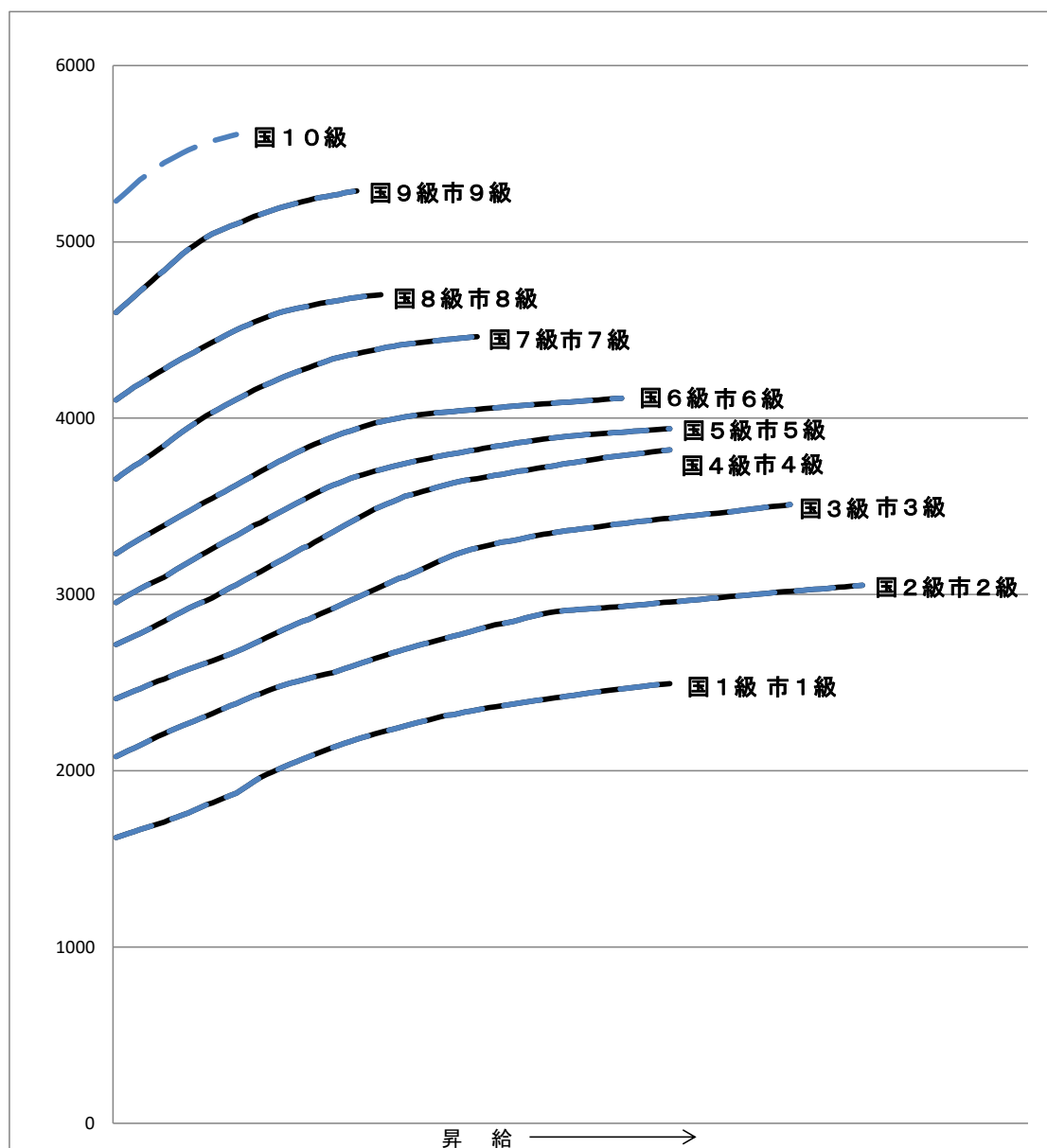
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
9級	部 長	18 人	1.3 %	459,900円	528,900円
8級	副部長	45 人	3.3 %	410,300円	470,000円
7級	課 長	63 人	4.6 %	365,500円	446,200円
6級	副課長	147 人	10.8 %	323,100円	411,300円
5級	副主幹	150 人	11. %	295,400円	394,000円
4級	主査	432 人	31.7 %	271,600円	382,000円
3級	主任	202 人	14.8 %	240,900円	351,000円
2級	主事・技師	166 人	12.2 %	208,000円	305,200円
1級	主事補・技師補	138 人	10.1 %	162,100円	249,400円

(注) 1 川越市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。



(2) 国との給料表カーブ比較表(行政職(一))(令和6年4月1日現在)



(3) 昇給への人事評価の活用状況

令和6年度中		管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している					
活用している昇給区分		昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分					
上位、標準の区分					
標準、下位の区分					
標準の区分のみ（一律）					
ロ 人事評価を活用していない		○		○	
活用予定時期		未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

川越市	埼玉県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,554千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,707千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

川越市	国	
（支給率） 自己都合 応募認定・定年	（支給率） 自己都合 応募認定・定年	
勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	勤続20年 19.6695月分 24.586875月分	
勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395月分 33.27075 月分	
勤続35年 39.7575月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575月分 47.709 月分	
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分 47.709 月分	
その他の加算措置	その他の加算措置	
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）	定年前早期退職特例措置（2%～45%加算）	
1人当たり平均支給額 1,314千円 21,404千円		

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

（注）「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支 給 実 績 (令和5年度決算)		540,844 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		239 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度 (支給率)
川越市	6%	2,260	6%

(4) 特殊勤務手当(令和6年4月1日現在)

支給実績 (令和5年度決算)		26,160 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (令和5年度決算)		64 千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (令和5年度)		17.6%		
手当の種類 (手当数)		20		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
滞納処分業務手当	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売 (インターネットによる公売を除く) 又は差押えた債権の取立て業務に従事した職員	市税等の滞納処分にかかる捜索、差押え、公売 (インターネットによる公売を除く) 又は差押えた債権の取立て業務	556 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
医師業務手当	医療職給料表 (一) の適用を受ける職員で、職務の級が4級の職員	医師又は歯科医師の業務	3,600 千円	月額 150,000円
	上記以外の医療職給料表 (一) の適用を受ける職員	医師又は歯科医師の業務	1,044 千円	月額 87,000円
放射線取扱業務手当	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務に従事した職員	病院等において放射線照射装置を使用して行う撮影等の業務	72 千円	日額 250円 上限 月 5,000円
感染症防疫業務手当	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務に従事した職員	感染症の患者又は感染症の疑いのある患者の救護の業務	13 千円	日額 320円
	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務に従事した職員	感染症等が発生し、又は発生する恐れのある場合における感染症等の病原体に汚染された物件又は汚染された疑いのある物件の処理の業務		
	伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務に従事した職員	伝染性疾病等の病原体を保有する獣畜又は保有する疑いのある獣畜に対する防疫の業務		
	家畜伝染病予防法第6条又は第30条に規定する業務を補助した職員	家畜伝染病予防法第6条又は第30条に規定する業務の補助		日額 100円
社会福祉業務手当	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	生活保護にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務	3,222 千円	日額 150円 上限 月 3,000円
	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	障害者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務		
	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務に従事した職員	高齢者福祉にかかる個別の面談、訪問、実態調査の業務		
	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務に従事した職員	家庭児童相談又は児童にかかる措置等の業務		
	児童発達支援センターにおける生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務に従事する職員	児童発達支援センターにおける生活指導、発達支援、機能回復訓練の業務		
	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	職業センターにおける生活指導又は作業指導の業務		
	みよしの支援センターにおける生活指導又は作業指導の業務に従事した職員	みよしの支援センターにおける生活指導又は作業指導の業務		
精神保健福祉業務手当	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務に従事した職員	精神障害若しくはその疑いのある者についての調査、診察若しくは診察の立会い又は精神障害者の入院のための移送の業務	198 千円	日額 320円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
犬捕獲等業務手当	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務に従事した職員	犬の捕獲、収容、抑留又は移送の業務	2 千円	日額 400円
試験等業務手当	次に掲げる業務に従事した職員 1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	1 人体に有害なガスの発生を伴う業務 2 特に危険性を有する薬品を取り扱う業務 3 病理細菌を取り扱う業務 4 毒物及び劇物取締法に基づく毒物又は劇物の製造所等の立入検査の業務（人体に有害なガス及び特に危険性を有する薬品を直接採取し、又は検査する業務を伴うものに限る。）	325 千円	日額 300円
公害調査等業務手当	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	ガス、粉じん等の有害物、高熱、騒音等を発散する場所での環境の調査又は指導等の業務	207 千円	日額 370円
	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	有毒物に汚染されている恐れのある場所での環境の調査又は指導等の業務		
	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務に従事した職員	産業廃棄物の処理等にかかる現地における環境の調査又は指導等の業務		
公園等管理危険作業手当	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業に従事した職員	公園又は学校で主として動力機器を使用しての草刈、樹木の剪定又は伐採、蜂の巣の駆除、アメリカシロヒトリの防除、除草剤の散布等の作業	466 千円	日額 110円
	上記の他公園内において著しく不快な業務に従事した職員	上記の他公園内において著しく不快な業務		
行旅死亡人収容業務手当	行旅死亡人の収容業務に従事した職員	行旅死亡人の収容業務	60 千円	1 回 3,000円
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	2,785 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務		
し尿処理作業手当	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等に従事した職員	し尿処理施設に勤務し、機械の運転管理、保守点検作業等	90 千円	日額 220円
し尿作業手当	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業に従事した職員	し尿の収集処理、し尿の投入口での作業又は汚物作業	16 千円	日額 430円
道路等作業手当	道路上での維持管理作業に従事した職員	道路上での維持管理作業	405 千円	日額 150円
犬猫死体処理業務手当	犬猫の死体処理作業に従事した職員	犬猫の死体処理作業	301 千円	1 回 200円
調理機器等整備業務手当	調理機器の修理及びボイラーの整備作業に従事した職員	調理機器の修理及びボイラーの整備作業	100 千円	日額 110円
塵芥作業手当	塵芥の収集処理の作業に従事した職員	塵芥の収集処理の作業	6,142 千円	日額 400円
教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務に従事した職員	学校の管理下において行う非常災害時の緊急業務	6,204 千円	日額 7,500円から 16,000円まで
	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務に従事した職員	修学旅行等において生徒を引率して行う指導業務		日額 5,100円
	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務に従事した職員	対外運動競技等において生徒を引率して行う指導業務		日額 5,100円
	学校の管理下において行われる部活動における指導業務に従事した職員	学校の管理下において行われる部活動における指導業務		日額 3,600円
	学校の入学者の選抜に関する業務に従事した職員	学校の入学者の選抜に関する業務		日額 900円
教員業務連絡指導手当	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに従事した職員	主任等に充てられた教諭等で教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるもの	350 千円	日額 200円

(5) 時間外勤務手当

支 給 実 績 (令和 5 年度決算)	692,265 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 5 年度決算)	364 千円
支 給 実 績 (令和 4 年度決算)	762,641 千円
職員 1 人当たり平均支給年額 (令和 4 年度決算)	412 千円

(6) その他の手当(令和6年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 課長級以下の場合 6,500円 副部長級の場合 3,500円 子 1人につき 10,000円 父母等(配偶者及び子以外の扶養親族) 課長級以下の場合 1人につき 6,500円 副部長級の場合 1人につき 3,500円	同じ		204,247千円	234千円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給	異なる	【国】 貸家・貸間 家賃の額に応じて28,000円を限度に支給。また、家賃が16,000円以下の場合には不支給。	153,606千円	118千円
初任給調整手当	診療所及び保健所に勤務する医師及び歯科医師に対し、採用後の期間に応じ、309,200円を超えない範囲内で支給	同じ		5,689千円	1,896千円
通勤手当	【交通機関等を利用(2km以上)】 運賃等相当額(1月当たり55,000円を限度) 【交通用具を使用(2km以上)】 距離に応じた額(2,700円～28,000円) 【交通機関等と交通用具の併用(2km以上)】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	異なる	【国】 交通用具に係る距離区分及び支給額が異なる。	182,657千円	94千円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		682千円	114千円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		0円	0円
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		21,759千円	55千円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		205,562千円	615千円
義務教育等教員特別手当	教育職員に対し、給料の号給に応じた額(5,000円～20,200円)を支給			3,478千円	61千円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級 10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円)【3,000円】 ※()内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		6,123千円	34千円

(注) 教育職員(市立川越高等学校の校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手)の手当は、埼玉県教育職員の例によっているため、上記と異なる場合がある。

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等		
給 料	市 長	1,073,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額	
	副 市 長	896,000 円	1,180,000 円 / 707,000 円	
報 酬	議 長	641,000 円	823,000 円 / 584,000 円	
	副 議 長	588,000 円	747,000 円 / 504,000 円	
	議 員	576,000 円	700,000 円 / 475,000 円	
期 末 手 当	市 長	(令和5年度支給割合)		
	副 市 長	4.5月分		
	議 長	(令和5年度支給割合)		
	副 議 長	4.5月分		
手 地 当 域	市 長	給料月額6%		
手 退 当 職	市 長	(算定方法)	(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	1,073,000円×在職月数×0.45 896,000円×在職月数×0.35	23,176,800円 15,052,800円	任期ごと 任期ごと

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、（4年＝48月）
務めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

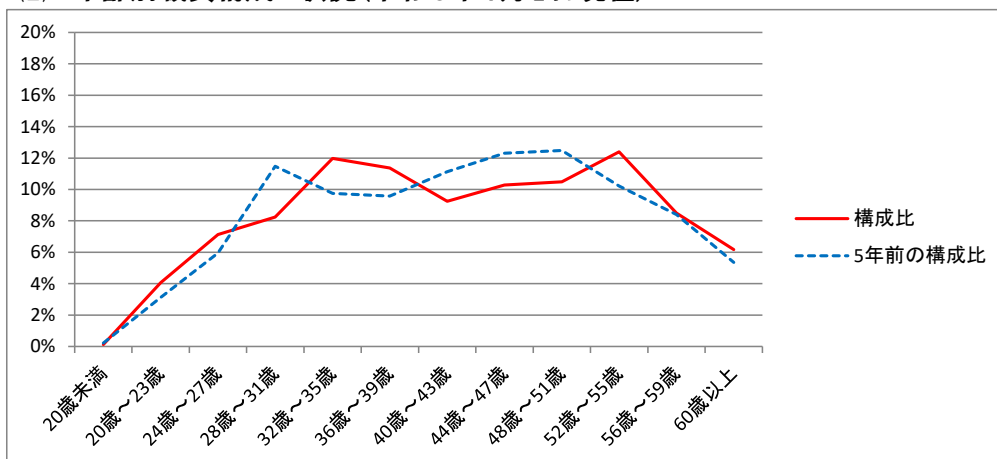
(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年増減数	主な増減理由
部 門		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議 会	13	13	0	
	総 務	368	377	9	・情報化施策の推進 ・使用料の見直し ・多文化共生施策の推進 ・次期総合計画策定
	税 務	97	101	4	・特定世帯等臨時特別給付金対応体制強化 ・収納率の向上
	民 生	564	572	8	・子育て支援に関する相談支援体制の強化 ・特定世帯等臨時特別給付金対応体制強化 ・保育所の体制強化 ・認知症対応及び健康相談支援体制の強化
	衛 生	323	315	-8	・子育て支援に関する相談支援体制の強化 ・環境基本計画策定に伴う体制の強化 ・統括保健師設置による庁内連携体制強化
	労 働	5	5	0	
	農林水産	34	36	2	・地域計画策定のための体制強化 ・グリーンツーリズム施策の体制強化
	商 工	38	43	5	・オーバーツーリズム対策の推進 ・企業立地の推進
	土 木	245	253	8	・小中学校空調工事の推進等 ・所有者不明土地対策体制の強化 ・文化創造インキュベーション施策の推進
	小 計	1,687	1,715	28	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数48.62人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 47.84人
	教育部門	470	487	17	・特別支援教育認定講習業務の体制強化 ・部活動地域移行業務等の体制強化 ・高等学校教育体制の強化
	小 計	2,157	2,202	45	〈参考〉 人口1万人当たりの職員数 62.43人 類似団体の人口1万人当たりの職員数 65.57人
会計部門	公営企業等				
	水 道	69	70	1	
	下 水 道	68	67	-1	
	そ の 他	73	73	0	
合 計	小 計	210	210	0	
		2,367	2,412	45	
		[2,437]	[2,437]	[0]	〈参考〉人口1万人当たりの職員数 68.38人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(令和6年4月1日現在)



区分	20歳 ～ 未満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 ～ 以上	計
職員数 (人)	3	98	172	199	289	274	223	248	253	299	205	149	2,412

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	過去5年間の増減数(率)	
一般行政	1,639	1,657	1,642	1,658	1,687	1,715	76	(4.6%)
教育	445	455	466	468	470	487	42	(9.4%)
普通会計 計	2,084	2,112	2,108	2,126	2,157	2,202	118	(5.7%)
公営企業等会計 計	215	215	210	209	210	210	-5	(-2.3%)
総合計	2,299	2,327	2,318	2,335	2,367	2,412	113	(4.9%)

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5年度	千円 5,889,688	千円 423,532	千円 402,613	% 6.8	% 7.0

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費126,970,095円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 67	千円 268,823	千円 49,792	千円 112,067	千円 430,682	千円 6,428	千円 6,923

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員）を含み、会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	43.7 歳	367,634円	535,675円
団体平均	44.6 歳	359,974円	575,747円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市		団体平均	
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）	
1,672 千円		1,657 千円	
(令和5年度支給割合)			
期末手当	勤勉手当	—	
2.45月分	2.05月分		
(1.375) 月分	(0.975) 月分		
(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—	
役職加算	5~20%		

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

川越市			団体平均	
（支給率）	自己都合	勸奨・定年		
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		
最高限度	47.709月分	47.709月分		
その他の加算措置				
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）				
1人当たり平均支給額			6,898千円	1人当たり平均支給額 11,173千円

- （注） 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。
2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		17,323 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		243,994円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	6%	71	6%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）		22 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		22,475円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）		1.5%		
手当の種類（手当数）		2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	16 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務		
水道管路維持作業手当	上水道管路の修繕等に従事した職員	上水道管路の修繕等の業務	6 千円	日額 150円 上限 月 3,300円
	石綿管の改修作業等に従事した職員	石綿管の改修作業等の業務	—	日額 370円 上限 月 3,300円

オ 時間外勤務手当

支 給 実 績（令和5年度決算）	9,486 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	164 千円
支 給 実 績（令和4年度決算）	12,457 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	211 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を除く。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	配偶者 課長級以下の場合 6,500円 副部長級の場合 3,500円 子 1人につき 10,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 課長級以下の場合 1人につき 6,500円 副部長級の場合 1人につき 3,500円	同じ		6,542 千円	218,090円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給	同じ		3,621 千円	92,856円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		5,869 千円	99,481円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		—	—
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		222 千円	27,833円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		6,996 千円	636,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円(18,000円)【6,000円】 副部長級 10,000円(15,000円)【5,000円】 課長級 8,000円(12,000円)【4,000円】 副課長級 6,000円(9,000円)【3,000円】 ※()内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		312 千円	78,000円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B／A	(参考) 令和4年度の総費用 に占める職員給与費 比率
令和5年度	千円 5,641,575	千円 224,736	千円 334,241	% 5.9	% 5.9

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 149,490,463円を含まない。

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当 たり給与費 B／A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和5年度	人 64	千円 251,625	千円 46,285	千円 103,736	千円 401,646	千円 6,276	千円 6,735

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員）を含み、会計年度任用職員を含まない。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員（暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員）の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(令和6年4月1日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
川越市	44.2 歳	365,476円	526,353円
団体平均	44.0 歳	364,110円	553,843円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

川越市		団体平均
1人当たり平均支給額（令和5年度）		1人当たり平均支給額（令和5年度）
1,620 千円		1,468 千円
(令和5年度支給割合)		
期末手当	勤勉手当	—
2.45月分	2.05月分	
(1.375) 月分	(0.975) 月分	
(加算措置の状況)		
職制上の段階、職務の級等による加算措置		—
役職加算	5~20%	

(注) () 内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

川越市			団体平均
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075 月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709 月分	
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			
1人当たり平均支給額			1人当たり平均支給額
444千円			9,317千円

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		15,782 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		250,514円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度（支給率）
川越市	6%	64	6%

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,339 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			83,698円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			25.0%	
手当の種類（手当数）			5	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和5年度決算)	左記職員に対する支給単価
特殊車両運転手当	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務に従事した職員	特殊車両（バス、汚泥吸引車、モーターグレーダー、ショベルローダー、ブルドーザー、バックホウ、フォークリフト、草刈トラクター、コートローラー）の運転の業務	109 千円	日額 200円 上限 月 3,000円
	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務に従事した職員	道路交通法施行規則第2条に規定する大型自動車又は中型自動車（車両重量が5t以上のもの又は最大積載量が3t以上のもの）の運転の業務		
下水道管路維持作業手当	下水道管路及び下水ポンプ場の維持管理業務に従事した職員	下水道管路及び下水ポンプ場の維持管理業務	1,201 千円	日額 420円
排水等調査指導手当	工場排水等の調査において排水の採取等に従事した職員	工場排水等の調査における排水の採取等の業務	29 千円	日額 370円
下水道使用料滞納処分業務手当	下水道使用料の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務に従事した職員	下水道使用料の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務	—	日額 200円 上限 月 3,000円
下水道事業受益者負担金滞納処分業務手当	下水道事業受益者負担金の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務に従事した職員	下水道事業受益者負担金の滞納処分に係る搜索、差押え、公売又は差し押さえた債権の取立ての業務	—	日額 200円 上限 月 3,000円

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	10,457 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	183 千円
支給実績（令和4年度決算）	8,833 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	149 千円

- (注) 1 時間外勤務手当には休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（5年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を除く。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	配偶者 課長級以下の場合 6,500円 副部長級の場合 3,500円 子 1人につき 10,000円 父母等（配偶者及び子以外の扶養親族） 課長級以下の場合 1人につき 6,500円 副部長級の場合 1人につき 3,500円	同じ		7,809 千円	278,893円
住居手当	貸家・貸間 家賃の額に応じて28,500円を限度に支給 持家 新築又は購入から5年以内 1,000円 上記以外 500円	同じ		3,318 千円	80,927円
通勤手当	【交通機関等を利用（2km以上）】 運賃等相当額（1月当たり55,000円を限度） 【交通用具を使用（2km以上）】 距離に応じた額（2,700円～28,000円） 【交通機関等と交通用具の併用（2km以上）】 交通機関等の利用距離等を考慮した額	同じ		3,902 千円	68,467円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を支給	同じ		2 千円	2,240円
宿日直勤務手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に支給 勤務1回につき 4,200円 ※勤務時間が5時間未満の場合 勤務1回につき 2,100円	同じ		—	—
休日勤務手当	休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対し、勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た金額を支給	同じ		305 千円	27,767円
管理職手当	職務の級ごとに次の月額を支給 部長級 75,000円 副部長級 61,000円 課長級 55,000円 副課長級 45,000円	同じ		3,600 千円	600,000円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受ける職員が、①公務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合 ②災害への対処等の臨時・緊急の必要により平日深夜に勤務した場合に支給 部長級 12,000円（18,000円）【6,000円】 副部長級 10,000円（15,000円）【5,000円】 課長級 8,000円（12,000円）【4,000円】 副課長級 6,000円（9,000円）【3,000円】 ※（ ）内は①で勤務時間が6時間を超える場合の額 ※【 】内は②の場合の額	同じ		76 千円	19,000円